

事業所内研修を充実させ、サービスの質の向上とスタッフのレベルアップを図りませんか？

平成25年3月31日
までの期間限定

保育事業所様向け



「成長分野等人材育成支援事業奨励金」 を活用した教育研修のご提案

6ヶ月～1年の期間中に
10時間以上の教育OFF-JT
を実施することで、訓練費用と
して1人最大20万円まで
奨励金が受けられます。



株式会社アチーブ・コンサルティング
社会保険労務士事務所アチーブ

〒760-0042 香川県高松市大工町 5-1 松本ビル3F
TEL 087-813-1426 FAX 087-813-1427
HP <http://www.achieve-cg.jp>

アチーブでは、煩雑な助成金申請手続きから研修に至るまで、トータル的なご支援をさせていただきます。お気軽にお問合せ下さい。

*** 職員の人材育成をお考えの事業主の方へ ***

費用をかけずに効果を上げる！人材育成
助成金を活用した研修をサポートいたします。

「成長分野人材育成支援奨励金」を利用して園内研修を充実させ、“安心・信頼・満足”を高めた保育サービスの質の向上を目指し、職員のスキルアップを図りませんか。

保育サービス向上研修		
研修科目	時間	研修内容
1	2	子どものあそびをつなげていくと、保育者同士のつながりも広がります。子どもの一言、姿、遊びの様子をエピソードや写真で語り合いから学びます。
2	2	絵本は子どもにも大人にも、読む人それぞれの楽しみを与えてくれます。さらに、絵本は、子ども理解、人間理解、保育の原理や方法論、保育者論、環境論などのヒントを与えてくれ、まさに保育学の宝庫です。絵本を楽しみながら保育を学んでみませんか。
3	2	子どもにとって保育者は心のよりどころです。それを土台に環境の中に居場所ができます。「保育は環境が保育する」とよく言われます。子どもの発達に応じた保育環境を保育者の役割として考えてみませんか。
4	2	遊びや生活を通して生きる力と基本的な生活習慣が身につく子どもたちです。その保育を誰に、何を、いつ、どのように、伝えますか？ 気になることを思い思いの言葉で話し合うことで保育を伝える意義が見つかります。
5	2	子ども・保育者・保護者が保育を通して育ち合うとき、保育がもっと深く楽しいものになります。 保育は一人ではできません。職員のチームワークや保護者の理解で成り立ちます。園内研修の持ち方を学びます。
6	2	子どもの命や人格にかかわる重大な責任を担う保育者としてのプロ意識を高めるとともに、必要なモラルについて理解を深めます。また、保護者をはじめとする関係者の方々に安心・安全、信頼していただける保育サービスを実現するために求められるマナーについて実践的に学びます。
7	2	質の高い保育を実践するためには、保護者と円滑なコミュニケーションを図り相互理解を深め、信頼関係を築くことが欠かせません。「傾聴スキル」や「伝え方スキル」を、ワークをとおして学び、コミュニケーション力アップを図ります。
8	2	クレーム対応の基本技法を学び、保護者からのクレーム対応力を高め、信頼関係向上とCS向上につなげます。
9	2	保育現場で求められる職員間の連携を図るために欠かせない「報告・連絡・相談」の3つのスキルを、事例をとおして実践的に学びます。
10	2	グループワークをとおして組織の一員としての役割、保育士としての使命を明確にします。また、保護者や地域社会から求められる保育士・保育所とはどのようなものかを考察し、保育サービス向上に向けた気づきを高めます。

- 研修時間は10時間以上必要です。各事業所様の必要性に応じて、左記研修科目より自由に選択（10時間以上）していただき、皆様の園に即した研修カリキュラムを立てることができます。
- 研修科目1～5は、保育現場での経験豊富な講師が、専門的視点から即保育現場に役立つ内容を具体的にわかりやすくお伝え致します。
- 研修科目6～10は、保育サービスの質向上のベースとなる人間関係の築き方などについて、ロールプレイングやグループディスカッションを組み入れ、自己の気づきを促す参加型で進めます。
- 事業所に合わせ研修スケジュール（時間・回数）組むことができます。

例えば・・・合計10時間のOFF-JTを実施する場合

□6ヶ月の間で1日2時間の研修を計5回実施

□6ヶ月の間で1日5時間の研修を計2回実施 など

※ 奨励金の対象となるのはOFF-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）、1コース10時間以上にかかった経費です。



※対象者1人当たり1コース上限20万円

受講者2名以上で奨励金30万円

対象職員

※期間の定めなく雇用される職員

※受給資格認定申請時に雇入れ後5年以内、もしくは他の分野からの配置転換後5年以内である職員

◆実際に支給の対象となる経費

1. 事業所内研修

(1)外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当

（所得税控除前の金額。講師の旅費・車代・食費・宿泊費等は対象外）

(2)施設・設備の借り上げ料

（教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用）

(3)学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書（※1）などの購入または作成費

（支給対象コースのみで使用するもの）

2. 事業所外研修

受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など

※独立行政法人雇用・能力開発機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外

成長分野等人材育成支援奨励金申請時の主たる要件

- 成長分野である健康、環境分野及び関連するものづくり分野であること
(介護事業者ならOK)
- 一定の要件を満たした研修計画を作成していること
- 申請をする際には、職業能力開発推進者を選任すること
- 過去に労働保険料を滞納していないこと
- 受給資格認定申請時から遡って6ヶ月以内に事業主都合による職員の解雇等をしていないこと
- 受給資格認定申請時から遡って3年以内に他の奨励金など不正受給していないこと
- 支給申請時から遡って3年以内に労働法関係法令の違反を行っていないこと

奨励金支給申請にあたっての注意事項

① 1コースにつき、対象者**1人が8割以上の出席**が必要となります。

例えば 10時間(2時間×5回)コースを3名の方が受講した場合

対象者	第1回 2時間	第2回 2時間	第3回 2時間	第4回 2時間	第5回 2時間	出席 合計時間	支給 対象
Aさん	出席	欠席	出席	欠席	出席	6時間	×
Bさん	出席	出席	出席	出席	欠席	8時間	○
Cさん	出席	出席	出席	出席	出席	10時間	○

② 受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請の提出日までの間に、**事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等していないこと**が必要です。

◆ 受給までの流れ

